

令和7年度 集団指導 「高齢者虐待防止について」

長崎市高齢者すこやか支援課

お伝えしたい内容

- 1 高齢者虐待とは何か
- 2 なぜ高齢者虐待が起きるのか
- 3 高齢者虐待の現状を知る
- 4 長崎市での取り組み
- 5 皆さんにお願いしたいこと

1 高齢者虐待とは何か



高齢者虐待に関して定めた法律は、

「高齢者虐待防止法」

(平成18年4月施行)

といいます。

※ 正式名称は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

高齢者虐待は次のように定義されています

養護者による高齢者虐待 及び

養介護施設従事者等による高齢者虐待

Q. 養護者とは？

A. 日常的に世話をしている家族や親族、
同居人など高齢者を現に養護している者

養介護施設従事者等とは皆さんのことです。

	養介護施設	養介護事業	養介護施設 従事者等
老人福祉法 による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者
介護保険法 による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業	

法律の目的は、

高齢者虐待を防止すること

それにより

高齢者の権利や利益を護ること

法律の特徴は、

- ①高齢者の関係者は**早期発見**に努める
- ②虐待と**思われる**段階で通報する義務がある
- ③**養護者**への支援
- ④養介護施設等を行う者は、**従事者等による虐待の防止策**を講ずること

①早期発見（第5条）

養介護施設や病院の従事者、医師、保健師、弁護士など、業務上または職務上、高齢者に関係する者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない

皆さんはこの立場にある者として、次のことに取り組んでください。

- ・ 研修や事例検討等を通して「**気づく力**」を培う
- ・ 異変に気付けるように**普段から**アンテナを張る
- ・ **おかしい**と感じたら、すぐに支援者間で**情報共有**

②通報（第7条、第21条）

（養護者による虐待）

生命または身体に重大な危険が生じている場合 ⇒ **通報義務**

それ以外 ⇒ **通報努力義務**

（養介護施設従事者等による虐待）

働いている施設等で虐待の疑いのある高齢者を発見した場合は、**重大な危険の有無に関わらず**通報の義務が生じる

手遅れにならないように、**義務かどうかに関わらず、速やかに通報（相談）してください。**

通報を理由とした解雇または不利益な取り扱いは禁じられています。匿名でも構いません。

③養護者支援（第14条）

市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

高齢者虐待防止法は、虐待を行った養護者を罰するのではなく、**支えること**に重きを置いています。

そのため、高齢者虐待に対応する際には、本人の保護を最優先に考えつつ、**養護者が抱える問題（金銭面、健康面、介護負担等）**への支援も必要になります。

④養介護施設の設置者・養介護事業者の責務 (第20条)

- ア 養介護施設従事者等への**研修の実施**
- イ 利用者や家族からの**苦情処理体制の整備**
- ウ その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じる

養介護施設従事者等による虐待は、働く皆さん全体の評価を落とすことになります。

日頃から、従事者への研修や委員会の開催、指針の整備等を行い、リスクマネジメントを行ってください。

どんな行為を虐待というのか？

①身体的虐待

叩く・殴る・蹴るなどの暴力、拘束するなどの行為

他にも・・・

- ・無理矢理食事を口に入れる
- ・薬を過剰に服用させる
- ・ベッドに縛りつける など

虐待の中で最も多い



②心理的虐待

威圧的な言葉や態度で脅す、侮辱する、無視する

他にも・・・

- 排泄の失敗を嘲笑する
- 子ども扱いする



③介護放棄

介護しない、受診させないなど、生活上のお世話を放棄する

例えば・・・

- 排泄つの処理をしない
- ゴミを放置する
- 水分や食事を制限する
- 病院に連れて行かない
- 介護サービスを受けさせない



④経済的虐待

財産や金銭を本人の合意なしに使用する、与えない

例えば・・・

- ・日常生活に必要なお金を渡さない
- ・本人の年金や預貯金を勝手に使う
- ・サービス費や医療費を滞納させる など

成年後見制度との関連が強い



⑤性的虐待

本人が嫌がる性的な行為をする、強要する

例えば・・・

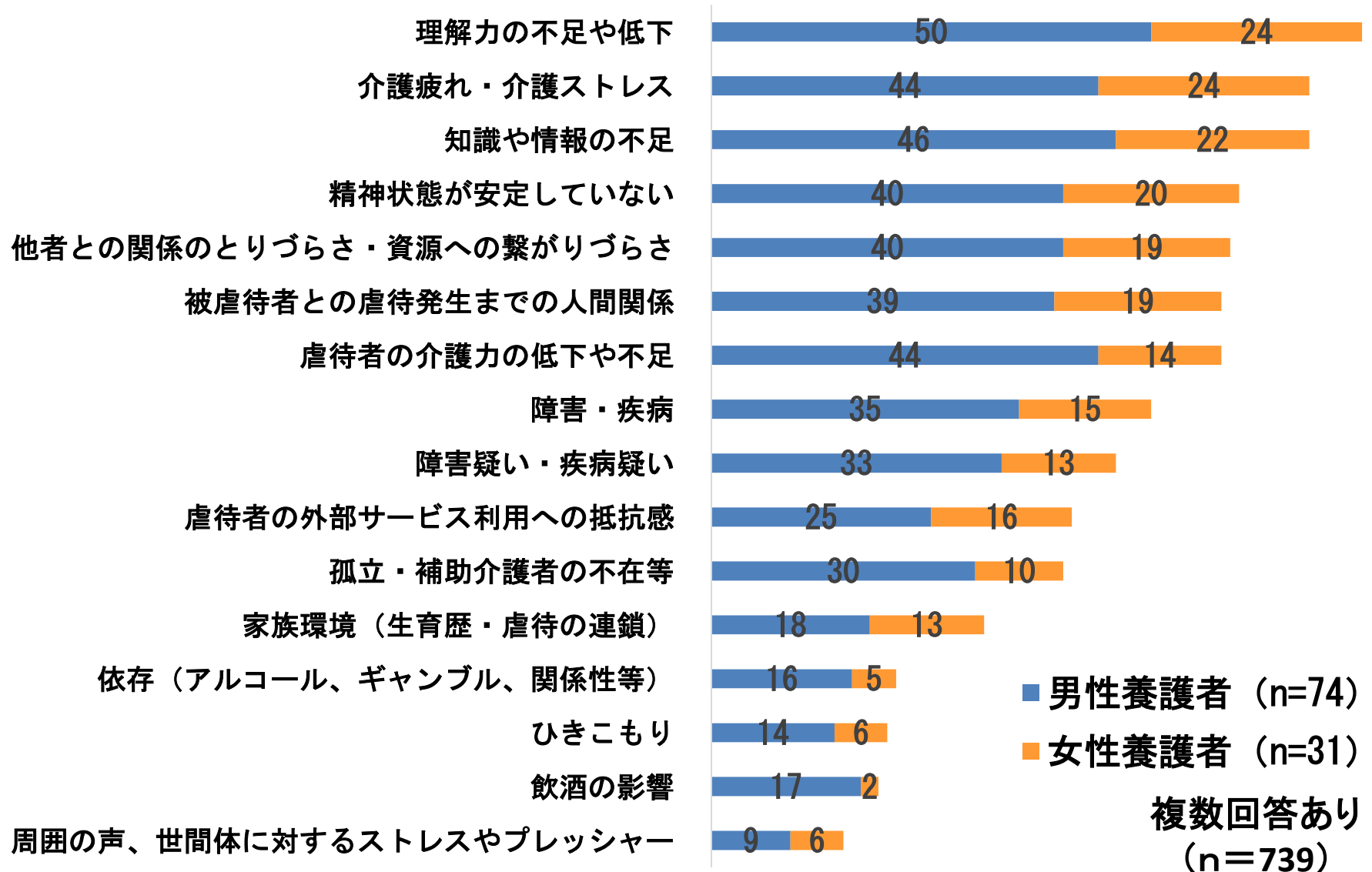
- 抱きつく、キスする
- 裸にして外に放置する
- 性行為を強要する
- 排泄の失敗を人前にさらす



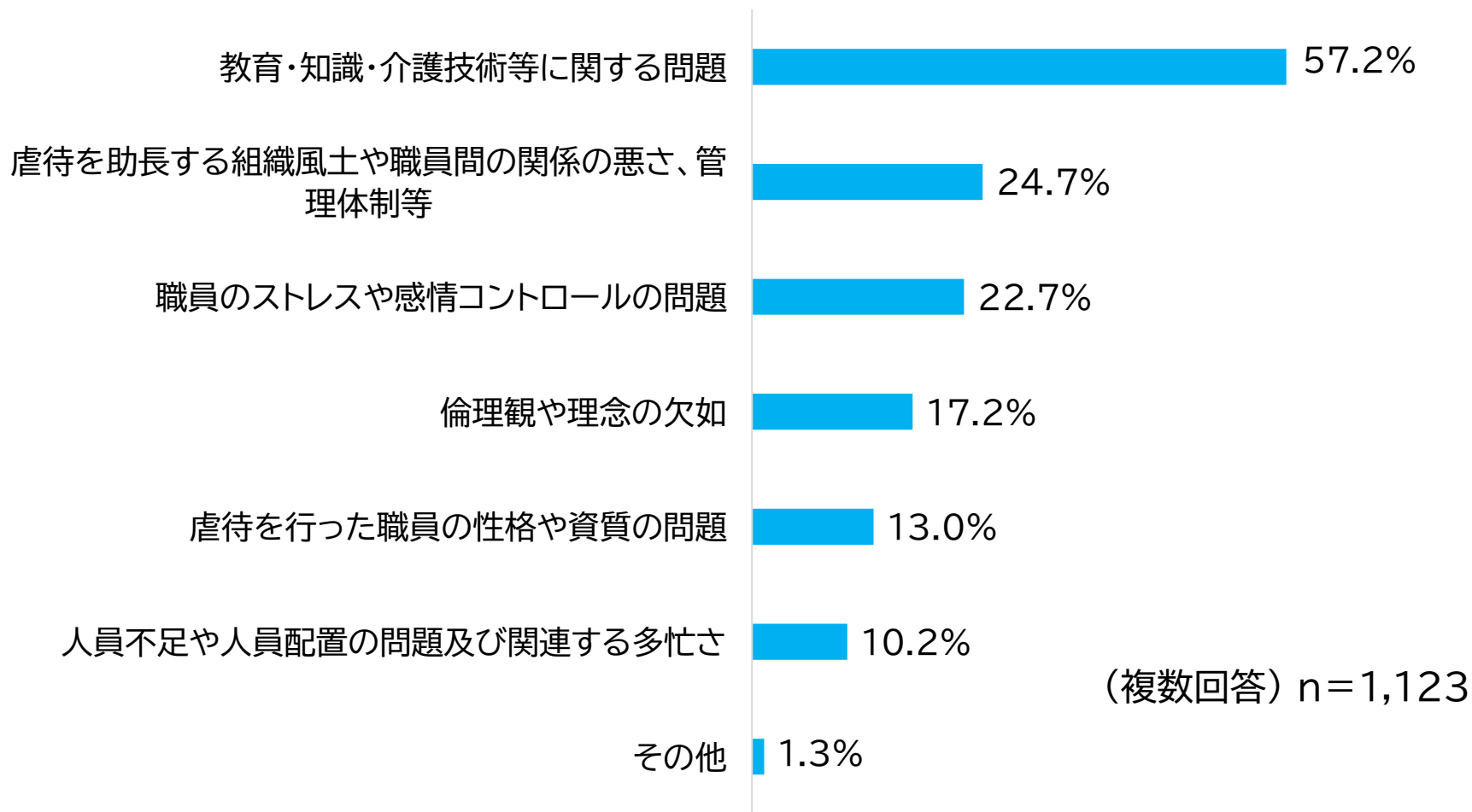
2 なぜ高齢者虐待が起きるのか



養護者が虐待に至った発生要因(長崎市)

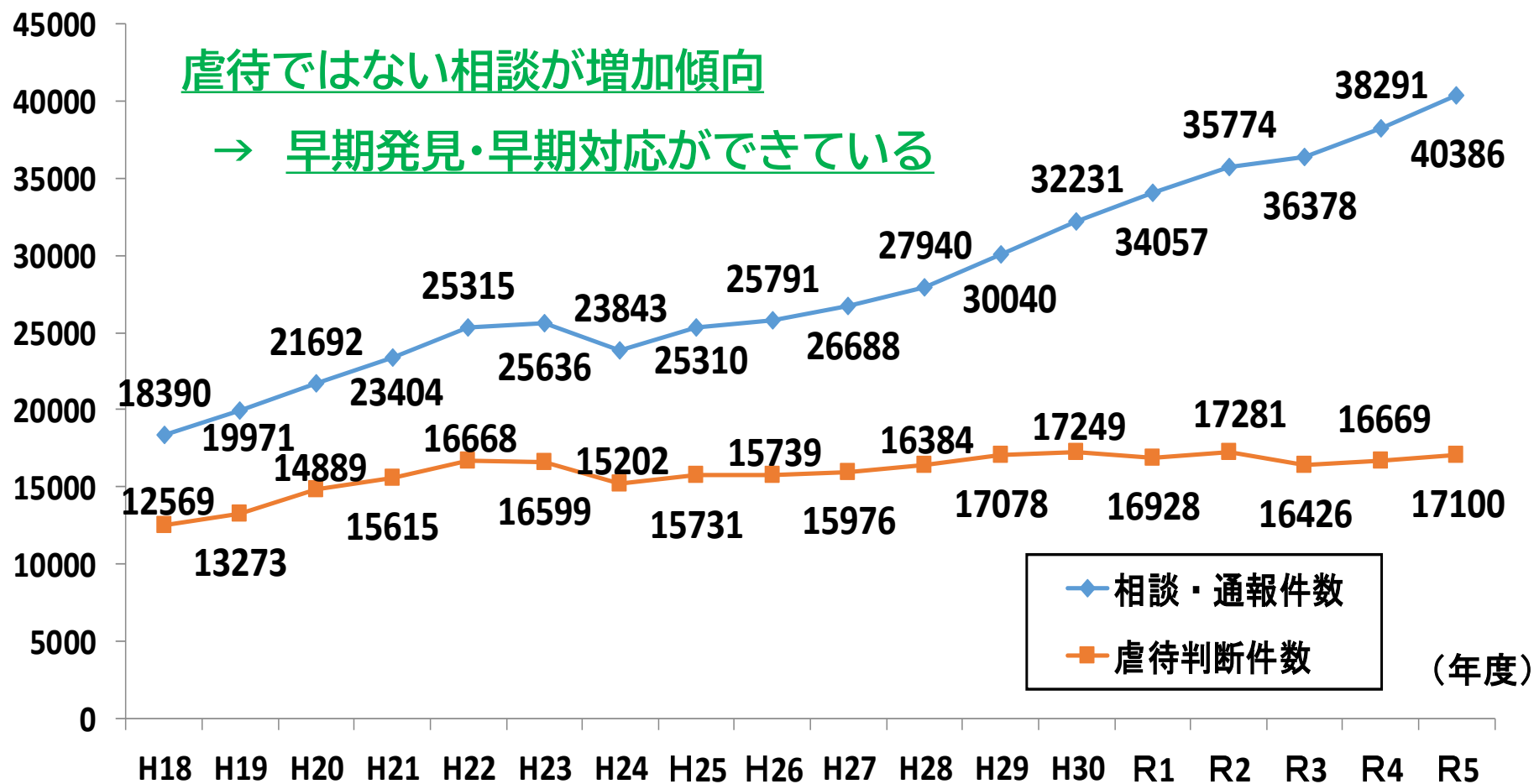


養介護施設従事者等が虐待に至った発生要因(全国)

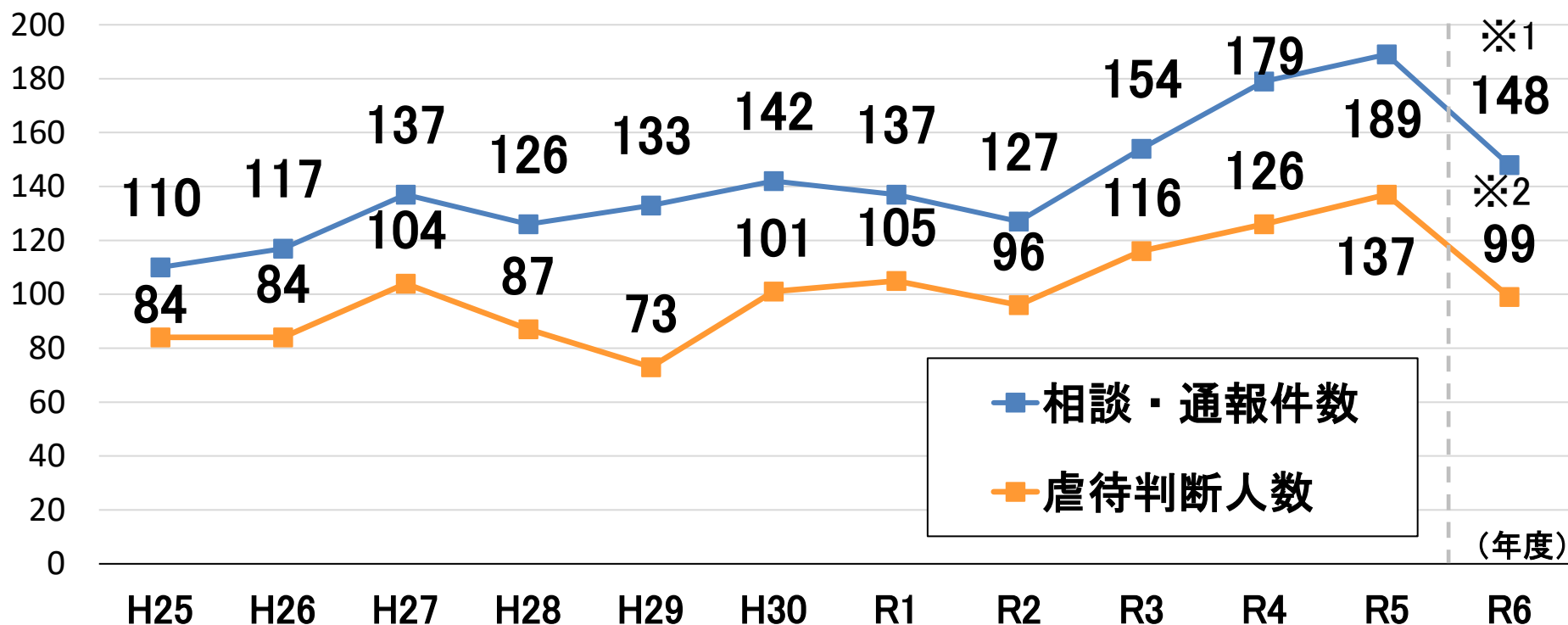


3 高齢者虐待の現状を知る

養護者による高齢者虐待相談・通報件数 (全国)



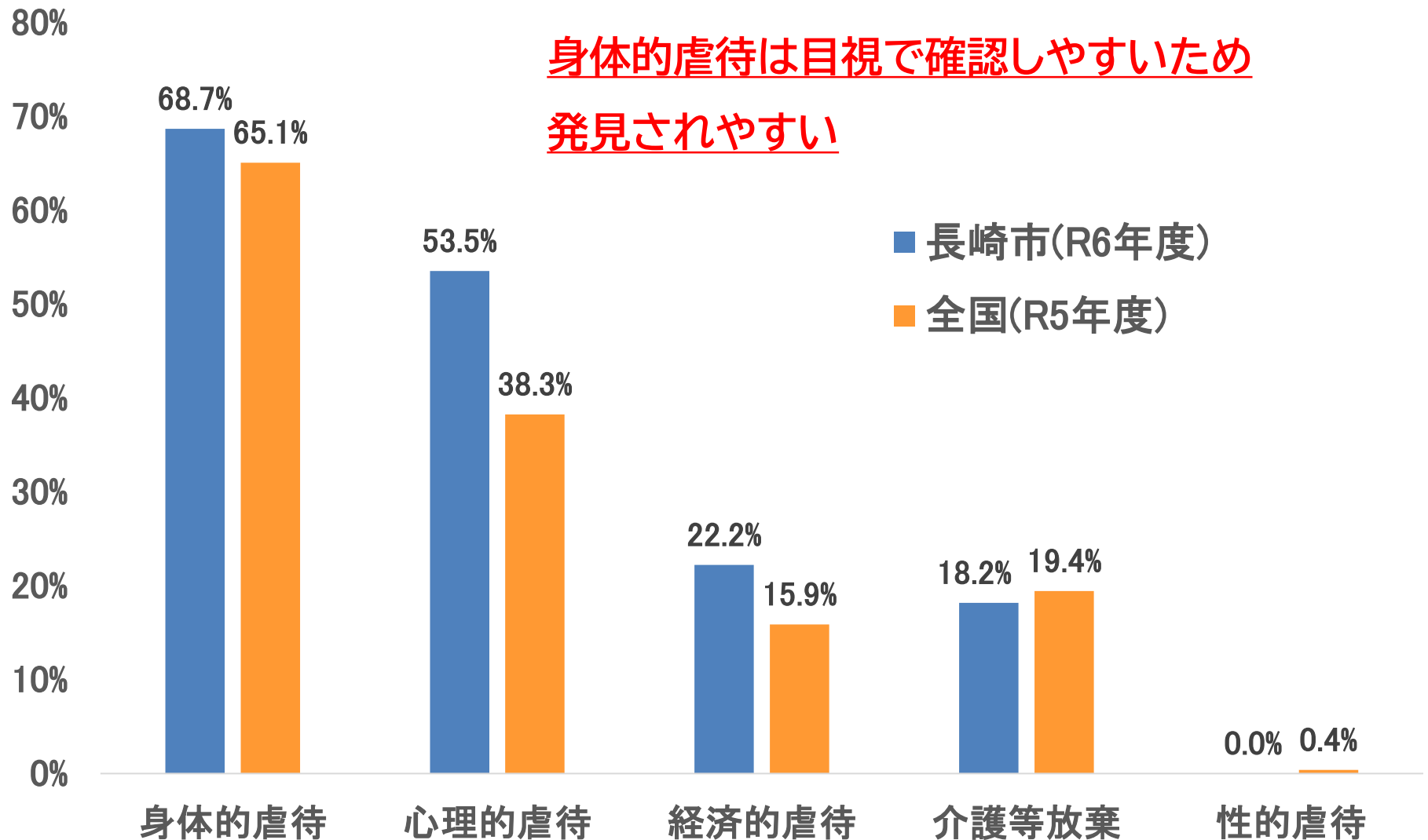
養護者による高齢者虐待相談・通報件数 (長崎市)



※1 相談・通報件数の減少について: 令和6年度から「虐待対応」と「虐待に準ずる対応」に分け、「虐待対応」件数のみ計上した。(参考:「虐待に準ずる対応」件数は46件)理由:厚労省統計の計上方法変更

※2 虐待判断人数の減少について:経過観察中の事例の再評価により、終結事例が増加したことも影響している

虐待類型別の全国との比較(複数回答)



「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業 報告書」(令和7年3月)より

相談・通報者の内訳

介護支援専門員に加え、介護保険事業所職員からの相談・通報も増加

	1位	2位	3位	4位	5位
長崎市 (R6年度)	介護支援専門員 (44.9%)	警察 (16.0%)	家族・親族 (12.2%)	介護保険事業所職員 (9.0%)	医療機関従事者 (5.8%)
全国 (R5年度)	警察 (34.3%)	介護支援専門員 (24.8%)	家族・親族 (7.5%)	その他 (7.2%)	介護保険事業所職員 (5.9%)

「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業 報告書」(令和7年3月)より

虐待者の続柄

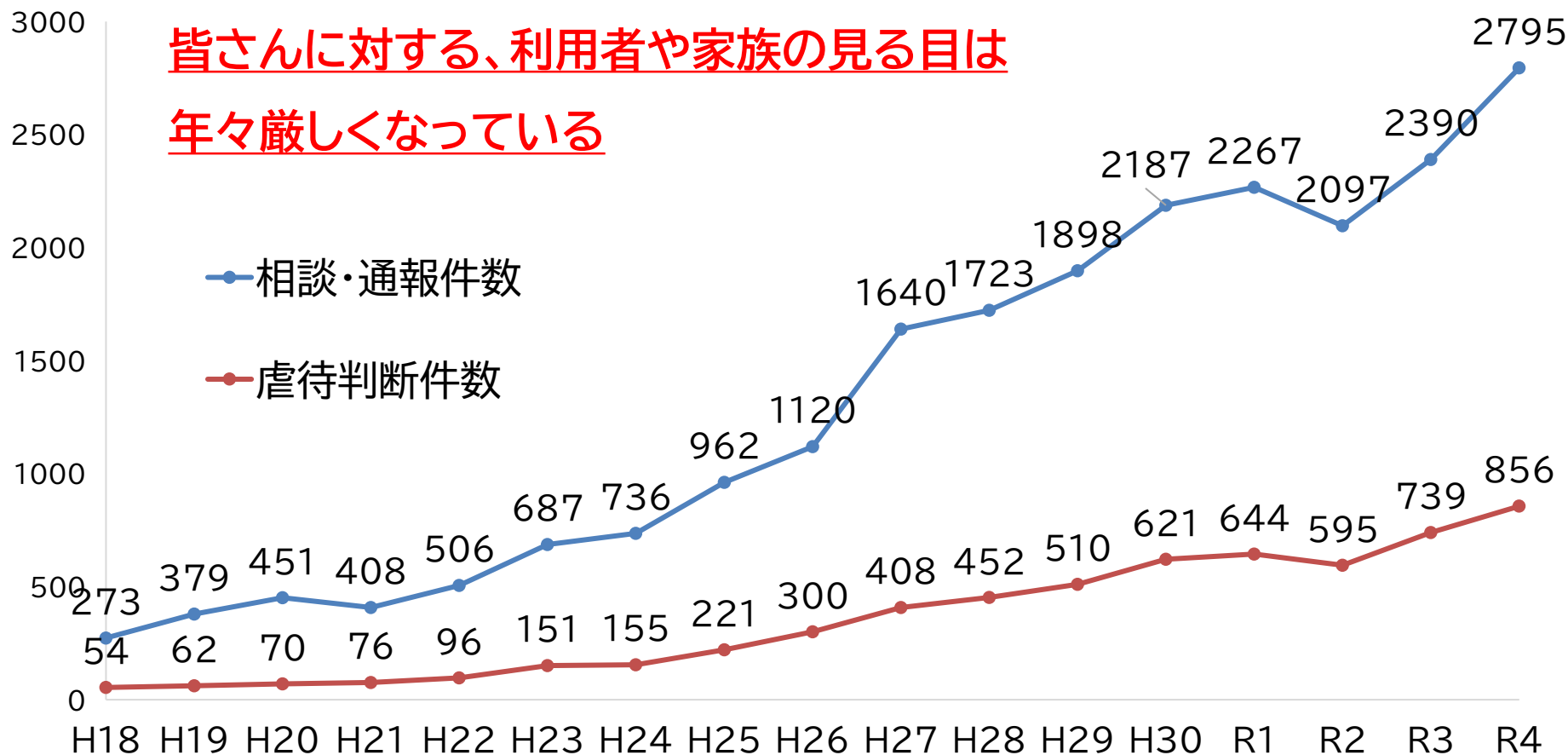
男性の方が家事や介護に不慣れな分、虐待のリスクが高くなる。

皆さんには、男性養護者の状況把握をお願いしたい。

	1位	2位	3位	4位	5位
長崎市	息子 (41.0%)	夫 (27.6%)	娘 (17.1%)	妻 (6.7%)	その他 (3.8%)
全国	息子 (38.7%)	夫 (22.8%)	娘 (18.9%)	妻 (7.6%)	その他 (3.8%)

「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業 報告書」(令和7年3月)より

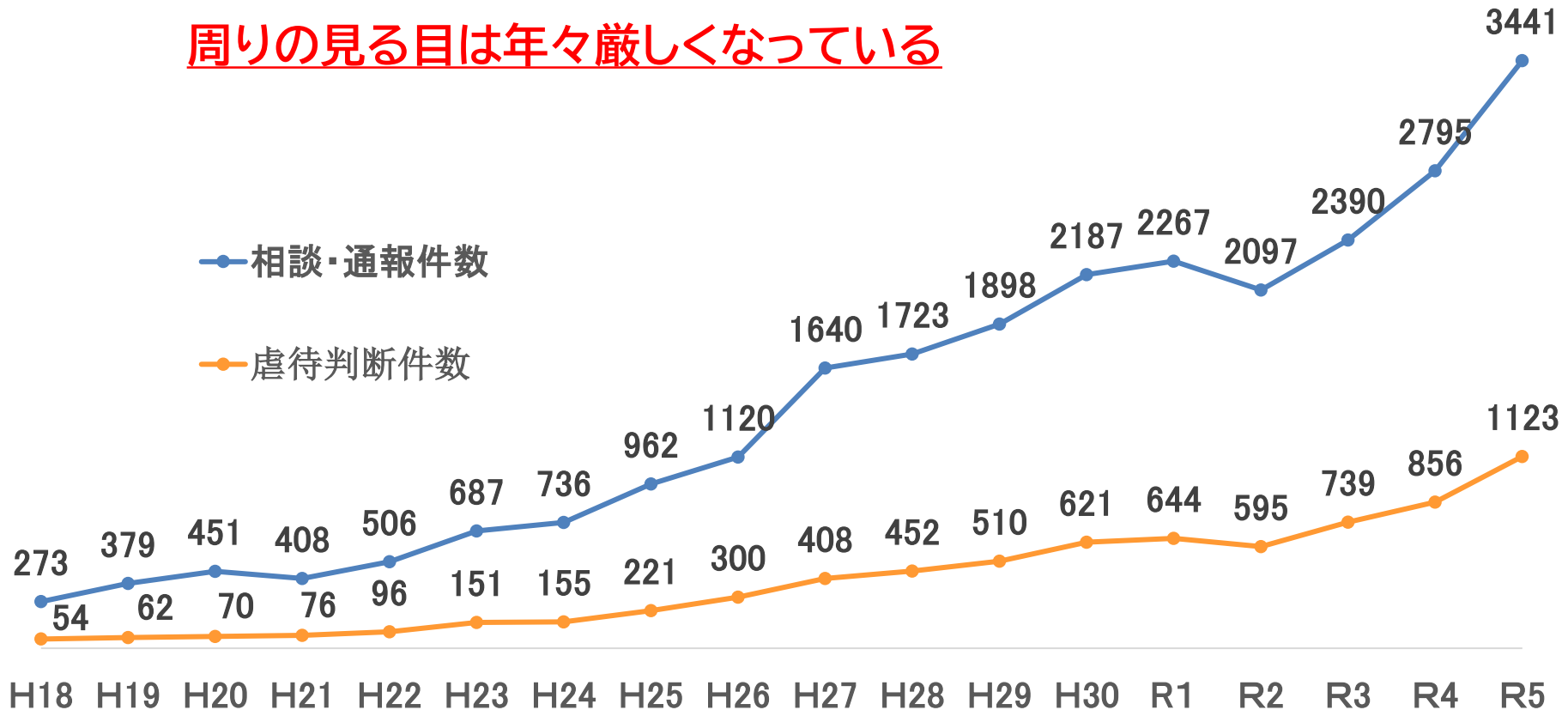
養介護施設従事者等による高齢者虐待相談・通報件数 (全国)



「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業 報告書」(令和6年3月) より

養介護施設従事者等による高齢者虐待相談・通報件数 (全国)

周りの見る目は年々厳しくなっている



「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業 報告書」(令和7年3月)より

養介護施設従事者等による 高齢者虐待相談・通報件数(長崎市)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
相談・通報 件数	19	18	23	20	13
虐待判断 件数	0	3	1	1	2

(虐待判断件数の事業所内訳)

R2年度:なし

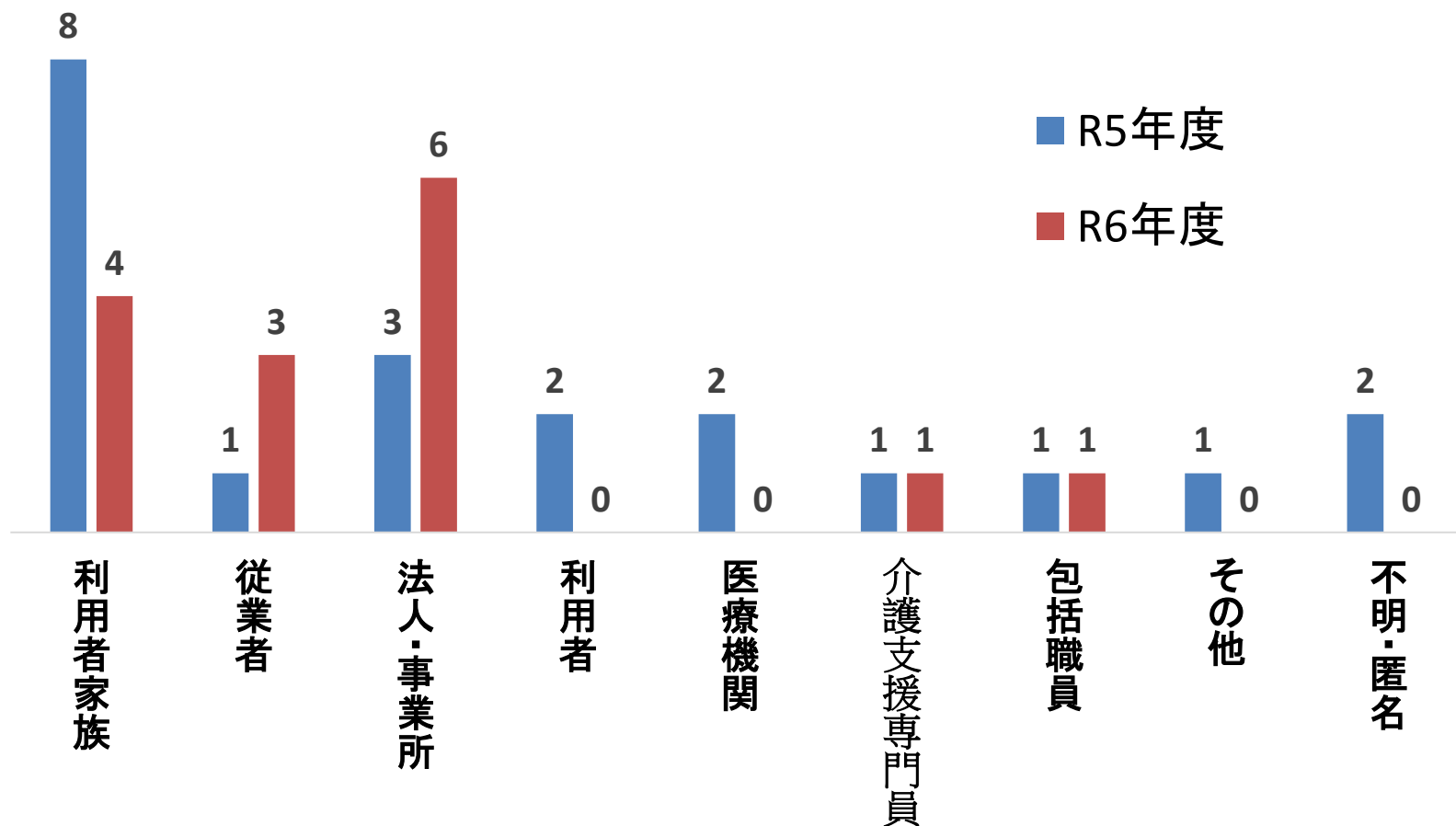
R3年度:グループホーム(2件)、ショートステイ

R4年度:介護老人保健施設

R5年度:グループホーム

R6年度:ショートステイ、グループホーム

養介護施設の虐待に係る情報提供の内訳 (長崎市)



単位:件

4 長崎市での取り組み

高齢者虐待の相談窓口は
地域包括支援センター
もしくは
行政の担当課
になります。

地域包括支援センター

高齢者福祉の地域の相談窓口で、市内に20か所あります。(長崎市では委託)

(主な相談内容)

- 1 日常生活のお困りごと
- 2 権利擁護に関すること
- 3 介護予防や健康づくりに関すること
- 4 介護保険に関すること

「2 権利擁護に関すること」において、高齢者虐待(疑いも含む)の相談・対応を行います。

行政の相談窓口はこちら

(養護者による虐待)

中央総合事務所 地域福祉課 ☎ 829-1429

東 総合事務所 地域福祉課 ☎ 813-9001

南 総合事務所 地域福祉課 ☎ 892-1113

北 総合事務所 地域福祉課 ☎ 814-3400

高齢者虐待相談電話 ☎ 827-6499

夜間・休日は市役所代表電話(あじさいコール)へ
☎ 822-8888

(養介護施設従事者等による虐待)

福祉総務課 ☎ 829-1161

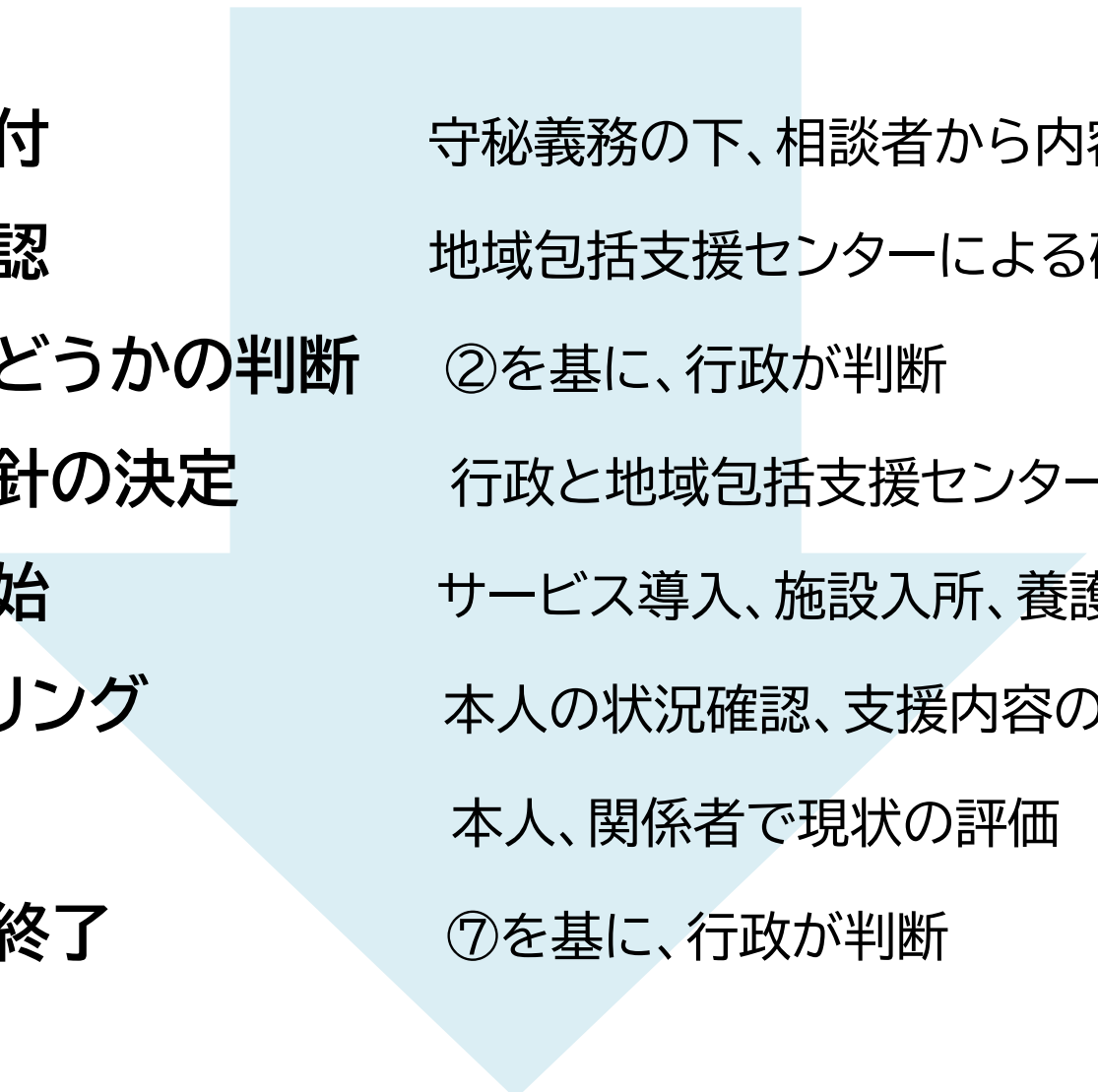
高齢者虐待への対応は、

行政の担当課と地域包括支援センターが
中心となり、**関係者とともに**行います。

皆さんも関係者です。

もし、高齢者虐待（疑い含む）のケースに携わるこ
とになった際には、**対応チームの一員**として役割
を担っていただきます。

相談～支援終了までのおおまかな流れ

- 
- ① 相談受付
守秘義務の下、相談者から内容を聞き取り
 - ② 事実確認
地域包括支援センターによる確認
 - ③ 虐待かどうかの判断
②を基に、行政が判断
 - ④ 支援方針の決定
行政と地域包括支援センターで決定
 - ⑤ 支援開始
サービス導入、施設入所、養護者への支援
 - ⑥ モニタリング
本人の状況確認、支援内容の確認
 - ⑦ 評価
本人、関係者で現状の評価
 - ⑧ 支援の終了
⑦を基に、行政が判断

高齢者虐待防止への取組み

□ 市民向け

- ◆ 高齢者虐待相談電話を設置し、24時間体制で相談受付（夜間、祝休日はあじさいコールで対応）
- ◆ 家族等介護教室
- ◆ 地域の集まりでの講話
- ◆ 高齢者虐待防止パンフレットの配布

□ 関係者向け

- ◆ 高齢者虐待防止ケアマネジメント研修会
- ◆ 権利擁護事例検討会
- ◆ 福祉関係者との連絡会での事例検討
- ◆ 高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会

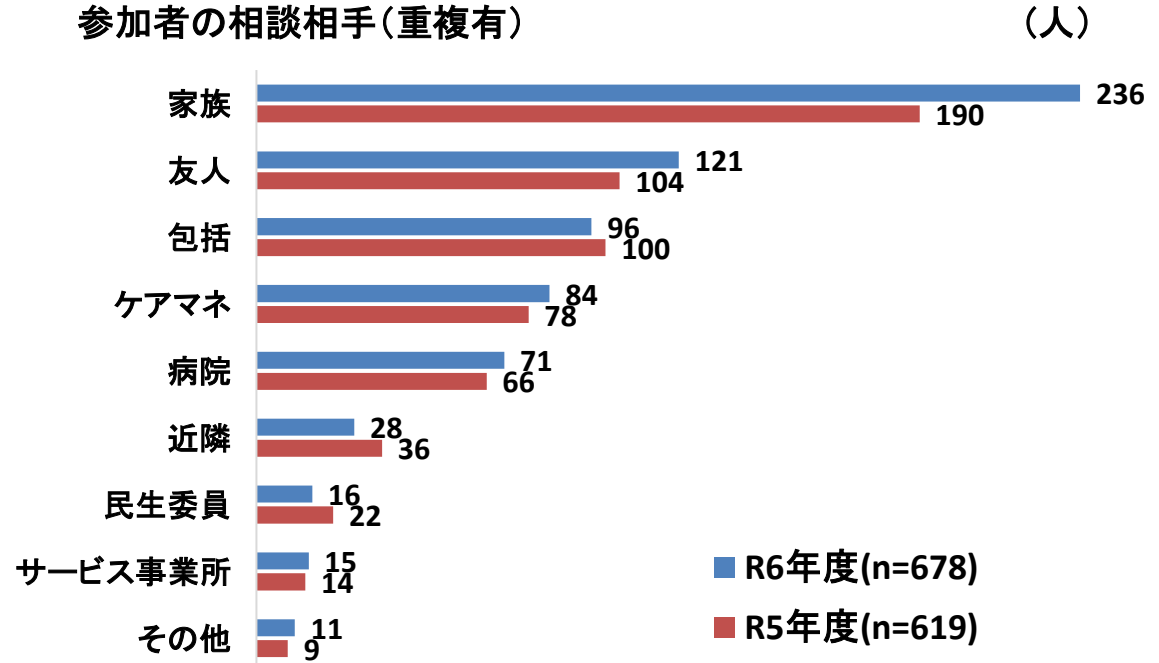
長崎市で実施している「家族等介護教室」

家族介護者などに対して、介護の知識や技術の習得、介護相談、介護者同士の交流・介護リフレッシュの機会として家族介護教室を実施し、在宅で安心して介護ができるよう支援する。

令和6年度の開催状況

包括名	回数	参加者数 (実)	参加者数 (延)
東長崎	2	18	18
日見・橘	2	19	19
桜馬場	2	1	2
片淵・長崎		22	28
大浦	2	12	17
江平・山里	3	21	24
西浦上・三川	2	31	43
緑が丘	1	5	5
淵	1	9	9
小江原・式見	1	7	7
西部	2	7	9
岩屋	2	22	28
滑石・横尾	2	20	20
三重・外海	2	12	21
琴海	1	30	30
小島・茂木	2	11	21
戸町・小ヶ倉	2	22	44
土井首	2	26	44
深堀・香焼	2	9	9
南部	2	36	37
R6年度 合計	35	340	435
R5年度 合計	38	303	372

参加者の相談相手(重複有)



〈講話の様子〉



〈介護実習の様子〉

長崎市高齢者虐待対応・支援マニュアル

長崎市では、高齢者虐待の早期発見・早期対応のため、マニュアルを作成しています。
ホームページに掲載していますので、疑わしい事例に遭遇した際や事業所内での研修等にご活用ください。

(掲載先)

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/4103.html>

高齢者虐待は家庭内で起きているため発見が難しく、それまでの長い歴史により、当事者間に意識がなく、高齢者本人がＳＯＳの声をあげない（あげられない）こともあります。

そこで手を差し伸べることができるのは、曰頃から高齢者の生活に関わっている皆さんです。

早い段階で発見し、介入できれば、大きな傷を残すこともありません。

ご協力お願いします！